

令和7年度採用 練馬区会計年度任用職員（消費生活相談員）募集案内

1 募集人数、職務内容および勤務場所

採用予定数	職務内容	勤務場所
若干名	消費生活相談、出張講座講師など	練馬区消費生活センター (練馬区立石神井公園区民交流センター内)

2 応募資格

パソコンの入力操作ができ、消費生活相談員資格試験に合格した者（国家資格）
または、消費生活相談員資格試験みなし合格者。

3 任用期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

※選考のうえ、新たに設置された同一の職務内容と認められる職に再度の任用を行うことがあります。

4 勤務条件

(1) 報酬額 日額 16,544円（地域手当相当額を含む）

※報酬の支給日は、翌月15日です。

※採用されるまでに給与改定が行われた場合には、その額によります。

※通勤に伴う交通費相当額を支給します。（1か月の上限額 55,000円）

※この他に期末・勤勉手当の支給があります。

(2) 勤務日数 週4日（月～金）

(3) 勤務時間 午前9時から午後5時までのうち6時間

(4) 休憩時間 60分

(5) 勤務を要しない日 土曜、日曜、国民の祝日、年末年始およびその他指定日

(6) 時間外労働 無し（ただし、区民の財産に関わる早急な対応が必要な場合を除く）

(7) 加入保険 東京都職員共済組合（医療保険）（有・無）、厚生年金保険（有・無）、
雇用保険（有・無）

(8) 年次有給休暇 所定の年次有給休暇を付与します。

5 選考方法・日程等

(1) 第一次選考 書類審査

結果については12月20日（金）に全員に郵便で通知を発送します。12月26日（木）までに、通知が届かない場合はご連絡ください

(2) 第二次選考 個人面接

面接は、令和7年1月中旬に実施します。結果については、1月下旬に通知を発送します。

6 申込方法（応募書類）

(1) 履歴書（写真添付）

※消費生活相談員として勤務した経験がある場合は、必ず記載してください。

(2) 作文（A4の400字詰め原稿用紙3枚以内、ワード可、横書き、余白に氏名を記入）

「消費生活に関するトラブル事例を1つとりあげ、あなたが感じたことや消費生活相談員としてできることを述べてください。」

(3) 資格を証明する認定証等の写し

※受験日当日に地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する方は受験できません。

○地方公務員法

（欠格条項）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

7 申込期限 **令和6年12月10日（火）【必着】**

※郵送または直接、下記申込先にご提出ください。

8 その他

ご提出いただく書類に記載されている個人情報、採用選考関係のみに使用します。また、提出された申込書等は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

9 申込および問合せ先

〒177-0041 練馬区石神井町2-14-1 石神井公園区民交流センター内

産業経済部経済課消費生活係 相談員募集担当

電話 03-5910-3089（平日の午前8時30分～午後5時15分）